

令和5年2月8日

公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処  
会 計 科 長 毛 利 宣 行

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

(1) 件名等

件名	規格	予定数量・単位
陸上自衛隊樽前無人中継所 (動力) で使用する電気	仕様書のとおり	契約電力 14 kW
		使用電力量 19,696 kWh
陸上自衛隊樽前無人中継所 (電灯) で使用する電気	仕様書のとおり	契約電力 22 kVA
		使用電力量 5,664 kWh

(2) 履行場所 陸上自衛隊樽前無人中継所

(3) 契約期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4年度全省庁統一競争参加資格「物品の販売」の「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付され、北海道地域に競争参加資格を有する者

(4) 別紙「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」に該当しない者であること。

(5) 「入札及び契約心得」を遵守している者

(6) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(7) 以下の要件を証するための書類を提出し、確認を受けた者

ア 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

イ 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、条件を満たした者であること。

ウ 履行場所に「RE100 technical criteria」の要件を満たす再生可能エネルギーを供給でき、その電気は再生可能エネルギー比率30%で供給できる者であること。

3 契約条項を示す場所

契約条項及び「入札及び契約心得」については、北海道補給処白老弾薬支処に掲示するほか、北海道補給処ホームページにも掲載する。

4 入札説明会等

(1) 入札説明会は実施しない。

- (2) 現場確認を希望する者は陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処会計科と調整されたい。

#### 5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 日時 令和5年2月21(火) 11時20分～  
(2) 場所 陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 会議室

#### 6 入札書の記載要領等

- (1) 入札書には以下の金額を記載すること。  
ア 各社において設定する契約電力に対する単価(月額基本料金単価)  
イ 各社において設定する使用電力量に対する単価(電力量料金単価)  
ウ 仕様書で提示する月ごとの予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価(年間の予定電力料金であり、整数とする。)  
(2) 入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づき賦課金は考慮しないこととする。  
(3) 入札金額は、消費税込みの金額で入札すること。

#### 7 落札決定方法

総価により決定する。予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。

なお、当該応札価格が予決令第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、予決令第86条の調査のうえ決定する。この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。

#### 8 保証金等に関する事項

免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

#### 9 契約書の作成

落札決定後、関係法令等に基づき契約書を作成する。

#### 10 入札の無効

- (1) 第2項に示した競争に参加するために必要な資格のない者がした入札  
(2) 入札に関する条件に違反した入札  
(3) 入札金額、入札者及び押印が判別し難い入札書  
(4) 入札開始時刻に遅れたもの、又は不在者入札(期日前入札)による入札において本公告に示す期限を過ぎて到着した入札書  
(5) 電話、電報及びFAXによる入札  
(6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

#### 11 その他

- (1) 競争資格確認書類の提出

入札参加希望者は、2(7)を証するため別添に掲げる書類を、令和5年2月17

日（金）12時までに白老弾薬支処会計科（担当：給前）へ提出すること（郵送等可）。また、入札日の前日までの間においてその内容の照会があった場合には、説明をしなければならない。

(2) 期日前入札（不在入札）

以下の要領によることで、第5項に示す日時・場所に不在であっても入札することができる。この場合、到着を確認した時点で応札したものとみなす。

ア 入札書の作成要領

入札書は、「陸上自衛隊樽前無人中継所で使用する電気」と朱書された小封筒の中に入れて封印をする。

イ 入札要領

(ア) 郵送又は託送の場合

a 上記アの入札書が入った小封筒と「2(3)に示す資格を証する書類の写し」を送付用の封筒等に入れ、郵送又は託送する。この際、配達の実証ができるようにする。

b 送付先

〒059-0900 北海道白老郡白老町字白老782-1  
陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 会計科

c 入札期限

令和5年2月20日（月）17時00分（必着）

d 到着の確認

発送した後、会計科担当者に期日前入札（不在入札）による応札である旨を、下記(6)の問い合わせ先に必ず電話連絡すること。

(イ) 持込の場合

a 上記アの入札書が入った小封筒と「2(3)に示す資格を証する書類の写し」を陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 会計科に持込する。

b 入札期限

令和5年2月21日（火）10時30分（必着）

(3) 再度入札

ア 期日前入札（不在入札）者がいない場合、直ちに実施する。

イ 期日前入札（不在入札）者がいる場合

(ア) 再度入札の実施日時

令和5年2月27日（月）13時30分

(イ) 不在入札による場合の入札期限

a 郵送又は託送

令和5年2月24日（金）17時00分（必着）

b 持込の場合

令和5年2月27日（月）12時00分（必着）

(ウ) その他の要領

初度の入札と同様

(4) 「2(3)に示す資格を証する書類」に関し、本年度初めて当支処の入札に参加する者又は記載内容に変更のあったものは、当該「写」を入札開始前までに提出する。また、郵送等による入札の場合も同様とする。

(5) 代表者以外の入札者は、委任状を入札開始前までに提出すること。

(6) 入札に関する問合わせ先

ア 仕様等に関する事項

〒059-0900 北海道白老郡白老町字白老782-1

陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 総務科営繕班 (担当: 若島)

電話 0144-82-2107 (内線221)

イ 入札及び契約等に関する事項

〒059-0900 北海道白老郡白老町字白老782-1

陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処 会計科 (担当: 給前)

電話 0144-82-2107 (内線284)

(7) 公告掲示場所

ア 掲示板

(ア) 白老駐屯地

(イ) 札幌駐屯地

(ウ) 真駒内駐屯地

(エ) 東千歳駐屯地

(オ) 島松駐屯地

イ 北海道補給処ホームページ

<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>

(8) 公告掲示期間

令和5年2月8日～令和5年2月21日

## 装備品等及び役務の調達に係る指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

  - (1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更生法、（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - (2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
  - (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の設置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

# 仕 様 書







1 件 名：陸上自衛隊樽前無人中継所（動力）で使用する電気

## 2 概 要

- (1) 需給場所  
北海道苫小牧市字錦岡440番84 陸上自衛隊樽前無人中継所
- (2) 業種及び用途  
官公署（国家事務）

## 3 役務に関する仕様

- (1) 供給電気方式等
- ア 供給電力方式 : 交流3相3線式
  - イ 供給電圧（標準電圧） : 200V
  - ウ 計量電圧（標準電圧） : 200V
  - エ 標準周波数 : 50Hz
  - オ 受電方式 : 架空配電方式
  - カ 蓄熱式負荷設備の有無 : なし
- (2) 契約電力、予定使用電力量
- ア 予定契約電力 : 14kw
  - イ 予定使用電力量 : 19,696kWh（月別の使用予定量は付紙による）
- (3) 使用期間  
令和5年4月1日00:00から令和6年3月31日24:00
- (4) 供給電気の種類等
- ア RE100 TECHNICAL CRITERIAの要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率30%とすること。  
参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <http://there100.org/going-100>
  - イ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を書面（別紙）で半期（9月・3月）ごと提出する。
- (5) 電力量等の計量
- ア 自動検針装置 : あり
  - イ 電力会社の検針方法 : 訪問検針または電力計からの電波受信による検針
  - ウ 電力量計構成 : 電力供給用複合計器（普通級）
- (6) 需給地点  
北海道電力株式会社の架空引込線と樽前無人中継所の引込口配線の接続点

件 名	陸上自衛隊樽前無人中継所（動力）で使用する電気				
種 別	仕 様 書				
支 処 長	総務科長	営繕班長	電気主任技術者	電気係長	作成者
					
北海道補給処白老弾薬支処総務科			令和5年2月 6 日		

- (7) 電気工作物の財産分界点  
上記供給地点に同じ。
- (8) 保安上の責任分界点  
需給地点に同じ。
- (9) 計量場所  
樽前無人中継所

#### 4 その他

- (1) 使用期間中は力率を90%に保持する予定
- (2) フリッカ発生機器等の電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない
- (3) 各月の電気料の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく負荷金、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める電力契約標準約款による。
- (4) 電力料金等その他を計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。
  - ア 契約電力及び最大需用電力の単位は、1 kWとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - イ 使用電力量の単位は、1 kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
  - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (5) 電力量等の通知  
使用電力量及び電気料金は各月の6営業日以内を基本とし官側へ通報するものとする。止むを得ず通知の遅延が予測される場合は事前に官側へ連絡し了承を得ること。

件名	陸上自衛隊樽前無人中継所（動力）で使用する電気	
種別	仕様書	
	北海道補給処白老弾薬支処総務科	令和5年2月6日

## 樽前無人中継所（動力）月別使用予定電力量

月	使用量 (kWh)
4月	1,502
5月	1,687
6月	1,690
7月	1,864
8月	1,883
9月	1,744
10月	1,649
11月	1,491
12月	1,569
1月	1,593
2月	1,444
3月	1,580
計	19,696













# 仕 様 書

- 1 件 名：陸上自衛隊樽前無人中継所（電灯）で使用する電気
- 2 概 要
  - (1) 需給場所  
北海道苫小牧市字錦岡440番84 陸上自衛隊樽前無人中継所
  - (2) 業種及び用途  
官公署（国家事務）
- 3 役務に関する仕様
  - (1) 供給電気方式等
    - ア 供給電力方式 : 交流3相3線式
    - イ 供給電圧（標準電圧） : 100・200V
    - ウ 計量電圧（標準電圧） : 100・200V
    - エ 標準周波数 : 50Hz
    - オ 受電方式 : 架空配電方式
    - カ 蓄熱式負荷設備の有無 : なし
  - (2) 契約電力、予定使用電力量
    - ア 予定契約電力 : 22kVA
    - イ 予定使用電力量 : 5,664kWh（月別の使用予定量は付紙による）
  - (3) 使用期間  
令和5年4月1日00:00から令和6年3月31日24:00
  - (4) 供給電気の種類等
    - ア RE100 TECHNICAL CRITERIAの要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率30%とすること。  
参照：「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件 <http://there100.org/going-100>
    - イ 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を書面（別紙）で半期（9月・3月）ごと提出する。
  - (5) 電力量等の計量
    - ア 自動検針装置 : あり
    - イ 電力会社の検針方法 : 訪問検針または電力計からの電波受信による検針
    - ウ 電力量計構成 : 電力供給用複合計器（普通級）
  - (6) 需給地点  
北海道電力株式会社の架空引込線と樽前無人中継所の引込口配線の接続点

件 名	陸上自衛隊樽前無人中継所（電灯）で使用する電気				
種 別	仕 様 書				
支 処 長	総務科長	営繕班長	電気主任技術者	電気係長	作成者
					
北海道補給処白老弾薬支処総務科			令和5年2月 6 日		

- (7) 電気工作物の財産分界点  
上記供給地点に同じ。
- (8) 保安上の責任分界点  
需給地点に同じ。
- (9) 計量場所  
樽前無人中継所

#### 4 その他

- (1) 使用期間中は力率を90%に保持する予定
- (2) フリッカ発生機器等の電気の質に影響を与えるような負荷設備は有していない
- (3) 各月の電気料の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく負荷金、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める電力契約標準約款による。
- (4) 電力料金等その他を計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。
  - ア 契約電力及び最大需用電力の単位は、1kVAとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - イ 使用電力量の単位は、1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
  - ウ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (5) 電力量等の通知  
使用電力量及び電気料金は各月の6営業日以内を基本とし官側へ通報するものとする。止むを得ず通知の遅延が予測される場合は事前に官側へ連絡し了承を得ること。

件名	陸上自衛隊樽前無人中継所（電灯）で使用する電気	
種別	仕様書	
	北海道補給処白老弾薬支処総務科	令和5年2月6日

## 樽前無人中継所（電灯）月別使用予定電力量

月	使用量 (kWh)
4月	288
5月	321
6月	330
7月	435
8月	419
9月	451
10月	392
11月	360
12月	664
1月	1,034
2月	662
3月	308
計	5,664





別 添

令和 年 月 日

分任契約担当官  
陸上自衛隊北海道補給処白老弾薬支処  
会 計 科 長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

印

電気の調達に係る入札に関する競争参加資格確認書類の提出について

印	件 名
	陸上自衛隊白老駐屯地で使用する電気
	陸上自衛隊樽前無人中継所で使用する電気
	陸上自衛隊ポロト無線中継所で使用する電気

(参加したい件名に○印をつける。)

上記の件名について、次のとおり提出します。

なお、書類の提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- 1 電気事業法第2条の2の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けていることを証明する書類の写し
- 2 別紙に掲げる適合証明書（条件を満たすことを証明する書類を添付すること）
- 3 再生可能エネルギー電源の割当計画書

(担当者)

所属 部 署 :

氏 名 :

電 話 番 号 :

F A X 番 号 :



## 適合証明書

令和 年 月 日

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

印

下記のとおり相違ないことを証明します。

## 1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他 ( )	

## 2 令和元年度の状況

	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和元年度 1 KWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: Kg-CO <sub>2</sub> /KWh)		
②	令和元年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和元年度の再生可能エネルギー導入状況		

	項 目	取組の有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		

①~④の合計点数	
----------	--

注1) 1の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者(参入から1年以内)であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期(参入日から1年以内に限る)を「番号」欄に記入すること。

注2) 2の「自社の基準値」、「譲渡予定量」及び「点数」には、付紙により算出した値を記載すること。

注3) 1の開示方法(又は参入日及び開示予定時期)明示し、かつ、2の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。

注4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

## 二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

## 1 条 件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（\*）しており、かつ①令和元度1KWh当りの排出係数、②令和元度の未利用エネルギー活用状況、③令和元度の再生可能エネルギー導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が70点以上であること。

要 素	区 分	得点
①令和元度1KWh当りの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：Kg-CO <sub>2</sub> /KWh）	0.000 以上      0.550 未満	70
	0.550 以上      0.575 未満	65
	0.575 以上      0.600 未満	60
	0.600 以上      0.625 未満	55
	0.625 以上      0.650 未満	50
	0.650 以上      0.675 未満	45
	0.675 以上      0.700 未満	40
	0.700 以上      0.725 未満	35
	0.725 以上      0.750 未満	30
	0.750 以上      0.775 未満	25
	0.775 以上      0.810 未満	20
	0.810 以上	0
②令和元度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上	10
	0 %超      0.675 %未満	5
	活用していない	0
③令和元度の再生可能エネルギー導入状況	7.50 %以上	20
	5.00 %以上      7.50 %未満	15
	2.50 %以上      5.00 %未満	10
	0 %超      2.50 %未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

\* 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

## 2 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

### 3 契約期間内における努力等

- (1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- (2) 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

### 4 その他

- (1) 上記は把握できる最新の状況が令和元度である場合の例であり、実際の入札に当たっては、把握できる最新の状況を用いるものとする。
- (2) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は、同じ年度の実績値を使うものとする。